

令和 7 年度野田市予算書

附・予算に関する説明書

目 次

予算書

一般会計予算	1
国民健康保険特別会計予算	14
介護保険特別会計予算	19
後期高齢者医療特別会計予算	25

予算に関する説明書

一般会計予算	28
国民健康保険特別会計予算	374
介護保険特別会計予算	415
後期高齢者医療特別会計予算	468

予 算 書

一 般 会 計 予 算

国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算

介 護 保 険 特 別 会 計 予 算

後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 予 算

一 般 会 計 予 算

議案第 1 号

令和7年度野田市一般会計予算

令和7年度野田市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,147,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
01 市税		24,232,428
	01 市民税	10,349,608
	02 固定資産税	11,122,515
	03 軽自動車税	474,265
	04 たばこ税	1,179,960
	05 都市計画税	1,106,080
02 地方譲与税		420,700
	01 地方揮発油譲与税	94,200
	02 自動車重量譲与税	306,300
	03 森林環境譲与税	20,200
03 利子割交付金		20,400
	01 利子割交付金	20,400
04 法人事業税交付金		322,700
	01 法人事業税交付金	322,700
05 地方消費税交付金		3,845,300
	01 地方消費税交付金	3,845,300
06 配当割交付金		159,900

(単位 千円)

款	項	金 額
	01 配当割交付金	159,900
07 株式等譲渡所得割交付金		225,200
	01 株式等譲渡所得割交付金	225,200
08 ゴルフ場利用税交付金		157,200
	01 ゴルフ場利用税交付金	157,200
09 自動車取得税交付金		1
	01 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金		79,000
	01 環境性能割交付金	79,000
11 地方特例交付金		183,896
	01 地方特例交付金	160,334
	02 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	23,562
12 地方交付税		5,730,405
	01 地方交付税	5,730,405
13 交通安全対策特別交付金		14,532
	01 交通安全対策特別交付金	14,532
14 分担金及び負担金		394,631

(単位 千円)

款	項	金 額
	01 負担金	394,631
15 使用料及び手数料		1,130,039
	01 使用料	694,524
	02 手数料	435,515
16 国庫支出金		10,805,452
	01 国庫負担金	9,149,577
	02 国庫補助金	1,613,542
	03 委託金	42,333
17 県支出金		4,410,748
	01 県負担金	2,929,886
	02 県補助金	1,035,102
	03 委託金	445,760
18 財産収入		99,765
	01 財産運用収入	39,940
	02 財産売却収入	59,825
19 寄附金		248,662
	01 寄附金	248,662

(単位 千円)

款	項	金 額
20 繰入金		1,312,869
	01 基金繰入金	1,259,136
	02 他会計繰入金	53,733
21 繰越金		500,000
	01 繰越金	500,000
22 諸収入		1,483,072
	01 延滞金加算金及び過料	16,501
	02 市預金利子	169
	03 貸付金元利収入	214,042
	04 雑入	1,252,360
23 市債		4,370,100
	01 市債	4,370,100
歳 入 合 計		60,147,000

歳 出 (単位 千円)

款	項	金 額
01 議会費		359,586
	01 議会費	359,586
02 総務費		4,803,729
	01 総務管理費	3,364,926
	02 徴税費	627,209
	03 戸籍住民基本台帳費	518,868
	04 選挙費	140,044
	05 統計調査費	107,402
	06 監査委員費	45,280
03 民生費		27,441,683
	01 社会福祉費	6,927,990
	02 老人福祉費	4,958,520
	03 児童福祉費	12,006,702
	04 生活保護費	3,548,471
04 衛生費		4,667,430
	01 保健衛生費	2,131,915
	02 清掃費	2,533,338

(単位 千円)

款	項	金 額
	03 上水道費	2, 177
05 労働費		71, 288
	01 労働諸費	71, 288
06 農林水産業費		929, 589
	01 農業費	908, 288
	02 林業費	21, 301
07 商工費		349, 233
	01 商工費	349, 233
08 土木費		3, 574, 032
	01 土木管理費	195, 651
	02 道路橋りょう費	683, 452
	03 河川費	43, 740
	04 都市計画費	2, 535, 224
	05 住宅費	115, 965
09 消防費		2, 103, 335
	01 消防費	2, 103, 335
10 教育費		10, 662, 505

(単位 千円)

款	項	金 額
	01 教育総務費	1, 100, 067
	02 小学校費	717, 893
	03 中学校費	1, 549, 790
	04 幼稚園費	701, 568
	05 社会教育費	1, 313, 506
	06 保健体育費	5, 279, 681
11 災害復旧費		2
	01 公共土木施設災害復旧費	1
	02 文教施設災害復旧費	1
12 公債費		4, 613, 604
	01 公債費	4, 613, 604
13 諸支出金		360, 903
	01 基金費	360, 903
14 予備費		210, 081
	01 予備費	210, 081
歳 出 合 計		60, 147, 000

第 2 表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
08 土木費	04 都市計画費	尾崎金島地区環境調査業務委託	11,990	令和7年度	3,993
				令和8年度	5,995
				令和9年度	2,002

第 3 表 債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市 長 車 及 び 副 市 長 車 借 上 料	令 和 8 年 度	1,310千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
共 用 自 動 車 借 上 料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	4,242千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
コ ミ ュ ニ テ ィ バ ス 車 両 借 上 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 16 年 度 ま で	124,800千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
ち ば 電 子 申 請 シ ス テ ム 使 用 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 12 年 度 ま で	5,985千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
岩木小学校老人デイサービスセンター指定管理料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 10 年 度 ま で	165,078千円に施設の管理運営に係る条件の著しい変化による増減額を加算した額の範囲内
中 小 企 業 融 資 資 金 利 子 補 給 金	令 和 8 年 度 か ら 令 和 14 年 度 ま で	未償還額について、最高年3%以内の割合で算出した金額
開 業 育 成 資 金 等 利 子 補 給 金	令 和 8 年 度 か ら 令 和 14 年 度 ま で	未償還額について、最高年1.5%以内の割合で算出した金額
3 t 高 圧 洗 浄 車 借 上 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 18 年 度 ま で	23,892千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
学 校 給 食 厨 房 機 器 使 用 料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 9 年 度 ま で	485千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
学 校 給 食 厨 房 機 器 使 用 料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 12 年 度 ま で	6,522千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
学 校 給 食 厨 房 機 器 使 用 料	令 和 8 年 度 か ら 令 和 13 年 度 ま で	21,203千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
学 校 給 食 セ ン タ ー 備 品 等 購 入 費	令 和 7 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	139,434千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
学 校 給 食 セ ン タ ー 調 理 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度 か ら 令 和 13 年 度 ま で	730,000千円に消費税及び地方消費税並びに調理業務に係る条件の著しい変化による増減額を加算した額の範囲内

(単位 千円)

事 項		期 間	限 度 額
学 校 給 食 セ ン タ ー 配 送 業 務 委 託 料		令 和 7 年 度 か ら 令 和 13 年 度 ま で	204,500千円に消費税及び地方消費税並びに配送業務に係る条件の著しい変化による増減額を加算した額の範囲内
野 田 市 土 地 開 発 公 社 に 対 す る 債 務 保 証		令 和 7 年 度 か ら 令 和 21 年 度 ま で	野田市土地開発公社が、金融機関から事業資金を借り入れたものに対する債務保証
内 訳	公 有 地 の 拡 大 の 推 進 に 関 す る 公 法 律 第 4 条 及 び 第 5 条 に 基 づ く 用 地 取 得 事 業	令 和 7 年 度 か ら 令 和 21 年 度 ま で	500,000
	代 替 取 得 分	令 和 7 年 度 か ら 令 和 21 年 度 ま で	50,000
生 産 緑 地 地 区 買 取 り 事 業		令 和 7 年 度 か ら 令 和 21 年 度 ま で	事業費50,000千円及びこの事業費に対する利子の合計額

第 4 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地 域 福 祉 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業 債	千円 4,400	証書借入 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
保 育 所 施 設 整 備 事 業 債	118,500			
学 童 保 育 所 施 設 整 備 事 業 債	47,100			
こ だ ま 学 園 施 設 整 備 事 業 債	32,500			
し 尿 処 理 施 設 整 備 事 業 債	66,200			
不 燃 物 処 理 施 設 整 備 事 業 債	56,400			
ご み 焼 却 施 設 整 備 事 業 債	235,100			
排 水 機 場 施 設 整 備 事 業 債	13,800			
地 方 道 路 等 整 備 事 業 債	26,200			
排 水 路 改 良 事 業 債	31,700			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 債	4,500			
道 路 舗 装 事 業 債	54,000			
連 続 立 体 交 差 事 業 債	105,300			
野 田 市 駅 西 土 地 区 画 整 理 事 業 債	40,600			
清 水 上 花 輪 線 整 備 事 業 債	1,000			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
東 宝 珠 花 柏 寺 線 整 備 事 業 債	千円 5,900	証書借入 又は 証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
今 上 木 野 崎 線 整 備 事 業 債	40,300			
愛 宕 駅 東 口 駅 前 広 場 等 整 備 事 業 債	13,900			
都 市 公 園 施 設 整 備 事 業 債	49,500			
市 営 住 宅 改 修 事 業 債	18,100			
消 防 施 設 整 備 事 業 債	41,500			
消 防 救 急 無 線 整 備 事 業 債	14,500			
中 学 校 施 設 整 備 事 業 債	1,002,800			
櫛 の ホ ー ル 施 設 整 備 事 業 債	92,600			
公 民 館 施 設 整 備 事 業 債	52,400			
給 食 セ ン タ ー 施 設 整 備 事 業 債	1,750,700			
総 合 公 園 施 設 整 備 事 業 債	86,500			
(仮 称) 関 宿 ス ポ ー ツ フ ィ ー ル ド 整 備 事 業 債	364,100			
合 計	4,370,100			

国民健康保険特別会計予算

議案第 2 号

令和 7 年度野田市国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度野田市の国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 6, 3 3 0, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
01 国民健康保険料		2, 865, 598
	01 国民健康保険料	2, 865, 598
02 国民健康保険税		11, 784
	01 国民健康保険税	11, 784
03 一部負担金		1
	01 一部負担金	1
04 使用料及び手数料		1
	01 手数料	1
05 国庫支出金		20
	01 国庫補助金	20
06 県支出金		11, 887, 039
	01 県補助金	11, 887, 038
	02 財政安定化基金支出金	1
07 財産収入		28
	01 財産運用収入	28
08 繰入金		1, 436, 454
	01 他会計繰入金	1, 418, 751

(単位 千円)

[illegible]

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		139,119
	01 総務管理費	121,667
	02 徴収費	17,198
	03 運営協議会費	254
02 保険給付費		11,757,278
	01 療養諸費	10,186,608
	02 高額療養費	1,498,344
	03 移送費	300
	04 出産育児諸費	60,026
	05 葬祭諸費	12,000
03 国民健康保険事業費納付金		4,274,232
	01 医療給付費分	2,880,089
	02 後期高齢者支援金等分	1,043,340
	03 介護納付金分	350,803
04 保健事業費		130,002
	01 保健事業費	35,713
	02 特定健康診査等事業費	94,289

(単位 千円)

[illegible]

介護保険特別会計予算

令和7年度野田市介護保険特別会計予算

令和7年度野田市の介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,446,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
01 保険料		3,133,876
	01 介護保険料	3,133,876
02 使用料及び手数料		1
	01 手数料	1
03 国庫支出金		2,676,991
	01 国庫負担金	2,269,738
	02 国庫補助金	407,253
04 支払基金交付金		3,526,997
	01 支払基金交付金	3,526,997
05 県支出金		1,909,611
	01 県負担金	1,862,606
	02 県補助金	47,005
06 財産収入		1
	01 財産運用収入	1
07 繰入金		2,058,968
	01 一般会計繰入金	2,058,968
08 繰越金		1,903

(単位 千円)

[illegible]

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
01 総務費		289,905
	01 総務管理費	119,481
	02 徴収費	9,614
	03 介護認定審査会費	154,547
	04 計画推進等委員会費	865
	05 趣旨普及費	5,398
02 保険給付費		12,714,906
	01 介護サービス等諸費	11,727,163
	02 介護予防サービス等諸費	279,986
	03 その他諸費	10,355
	04 高額介護サービス等費	343,316
	05 高額医療合算介護サービス等費	37,057
	06 特定入所者介護サービス等費	317,029
03 地域支援事業費		363,186
	01 介護予防・生活支援サービス事業費	312,873
	02 一般介護予防事業費	25,211
	03 包括的支援事業・任意事業費	24,311

(単位 千円)

款	項	金 額
	04 その他諸費	791
04 基金積立金		1
	01 基金積立金	1
05 公債費		313
	01 公債費	313
06 諸支出金		57,234
	01 償還金及び還付加算金	3,501
	02 繰出金	53,733
07 予備費		20,455
	01 予備費	20,455
歳 出 合 計		13,446,000

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	千円 137,000	証書借入	無利子	千葉県介護保険財政安定化基金 条例施行規則に定めるところ による。

後期高齢者医療特別会計予算

議案第 4 号

令和 7 年度野田市後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度野田市の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 6 6 2, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

野田市長 鈴木 有

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
01 後期高齢者医療保険料		2, 174, 155
	01 後期高齢者医療保険料	2, 174, 155
02 使用料及び手数料		1
	01 手数料	1
03 繰入金		472, 776
	01 一般会計繰入金	472, 776
04 繰越金		6, 314
	01 繰越金	6, 314
05 諸収入		8, 754
	01 延滞金加算金及び過料	181
	02 償還金及び還付加算金	5, 875
	03 預金利子	1
	04 雑入	2, 697
歳 入 合 計		2, 662, 000

歲出

(単位 千円)

款	項	金　額
01 総務費		47,255
	01 総務管理費	39,445
	02 徴収費	7,810
02 後期高齢者医療広域連合納付金		2,602,556
	01 後期高齢者医療広域連合納付金	2,602,556
03 諸支出金		5,875
	01 償還金及び還付加算金	5,875
04 予備費		6,314
	01 予備費	6,314
歳出合計		2,662,000